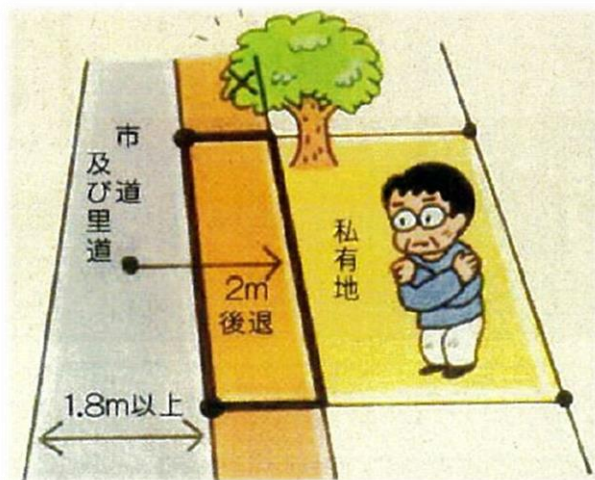


市道及び里道の道路 後退部分の 寄付申請について

寄付を受ける 物件



建築基準法第42条第2項の規定に基づき、4m未満の市道及び里道で道路中心線から水平距離で2mの後退を行った市有地です。なお、建築基準法については、建築指導課にお問い合わせください。

寄付を受ける 条件

寄付していただくに当たっては、次の項目をすべて満たしていることが条件になります。

- 市道及び里道の境界確定が完了していること。
(後退幅の確認や分筆の際に必要です。)
- 道路中心線から水平距離で2mの後退をしていること。(引き幅不足の場合は、寄付を受付けることができません。)
- 後退部分にブロック、生け垣などの支障物件がないこと。

抵当権

寄付申請を受ける土地の抵当権等の抹消は、熊本市で行います。ただし、申請人は熊本市への道路敷地の寄付を行うことについて、事前に金融機関等からの承認を得ておいてください。

手続き

道路敷地寄付申請書を土地所有者から提出してください。



当課職員が現地調査をします。



寄付を受けることができる物件であれば、申請人からの印鑑証明と登記承諾書の提出をお願いします。



分筆が必要な場合は、熊本市の費用で分筆を行います。



所有権の移転登記を行います。



登記済みの通知を行います。



寄付部分について、舗装などの整備を行います。



※条件によっては、登記完了前に舗装などの整備を行なうこともできますので、申請時に窓口にご相談ください。

分筆登記

- 早めに申請していただければ、登記も早く終わることとなります。
- 分筆登記が外周土地との境界確定不調で困難な場合は、手続きの中断や書類をお返しすることとなります。

熊本市 都市建設局 東部土木センター総務課

〒862-0916 熊本市東区佐土原 3 丁目 1-65 TEL (096) 367-4360

熊本市 都市建設局 西部土木センター総務課

〒860-0055 熊本市西区蓮台寺 5 丁目 7-1 TEL (096) 355-2936

熊本市 都市建設局 北部土木センター総務課

〒861-5521 熊本市北区鹿子木町 66 TEL (096) 245-5050